

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、Aに所在していたB会社（以下「会社」という。）に雇用され、当初は、C会社に出向して、自動車部品の設計業務に従事していたが、平成〇年には会社の受託業務としてC会社内で同業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックを受診し、「うつ病エピソード」と診断された。請求人によると、受託業務に変更となって以降、本来は上司に当たるチームリーダーが行うべき管理業務を行うことになり、その後、同月〇日にはチームリーダーの業務を行うべき上司が会社に戻ってこないと聞かされ、精神的なショックを受けたという。
- 3 本件は、請求人が同疾病は業務上の事由によるものであるとして、休業補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期については、決定書理由に説示のとおり、平成〇年〇月下旬頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由が示す認定基準の取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 請求人は、①平成〇年〇月にチームリーダーのEが不在になって以降、チームリーダーが行うべき管理業務を行うことになったこと、②平成〇年〇月〇日に副部長であったFから、当時のチームリーダーであったGがC会社に転籍することになり、職場に戻ってこないことを聞いてショックを受けたこと等の出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているので、以下検討する。

イ 上記アの①の出来事は、本件疾病発病の6か月以上前のことであり、評価期間中における出来事には該当せず、心理的負荷の評価対象外である。

ウ 上記アの②の出来事については、決定書理由に説示のとおり、当該出来事によりチームリーダーとしての管理業務を担ってきた請求人の業務内容及び労働時間を含めた業務量に特段の変化は認められないことから、当審査会としても、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の具体的出来事「上司が不在になることにより、その代行を任された」（平均的な心理的負荷の強度「I」）に当てはめて評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(4) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出

来事が1つ認められるものの、恒常的長時間労働も認められないことから、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。